

# 平成30年度

## 嘉島町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第48号

平成30年度嘉島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度嘉島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ521千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

嘉島町長 荒木泰臣

### 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		16,935	△5,767	11,168
	1 一般会計繰入金	16,935	△5,767	11,168
3 繰越金		500	5,888	6,388
	1 繰越金	500	5,888	6,388
5 町債		3,100	400	3,500
	1 町債	3,100	400	3,500
歳入合計		22,299	521	22,820

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		20,389	521	20,910
	2 事業費	19,838	521	20,359
歳出合計		22,299	521	22,820

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業	3,100	証書借入	年10%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	40年以内 (うち据置期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 ただし、町財政の都合により、繰上償還をなし、又は低金利債に借換えをすることができる。	3,500	証書借入	年10%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	40年以内 (うち据置期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 ただし、町財政の都合により、繰上償還をなし、又は低金利債に借換えをすることができる。

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	16,935	△5,767	11,168	1 一般会計繰入金	△5,767	・一般会計繰入金
計	16,935	△5,767	11,168			

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	500	5,888	6,388	1 前年度繰越金	5,888	・前年度繰越金
計	500	5,888	6,388			

(款) 5 町債

(項) 1 町債

1 町債	3,100	400	3,500	1 簡易水道事業債	400	・簡易水道事業債
計	3,100	400	3,500			

### 2. 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 2 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 施設整備費	19,838	521	20,359		400		121	2 給料	400	・職員給	
								3 職員手当 等	△379	・扶養手当	△100
										・住居手当	△270
										・通勤手当	71
				・期末手当	40						
								・児童手当	△120		
								4 共済費	100	・共済組合負担金	
								13 委託料	400	・測量設計委託料	
計	19,838	521	20,359		400		121				